

各県立学校長 様

高校教育課長

事務職員等に係る時間外労働・休日労働に関する協定の締結等について（依頼）

このことについて、労働基準法第36条の規定により、時間外労働または休日労働をさせる場合には、時間外労働・休日労働協定（いわゆる「36協定」）を締結し、労働基準監督機関に届け出る必要があります。

つきましては、別添資料を参照の上、令和2年度分の協定を締結し、令和2年3月31日までに事務職員等分は人事委員会に、現業職員分は所轄の労働基準監督署に届出願います。

また、人事委員会及び所轄の労働基準監督署に届け出た協定届の写し（各1部）について、令和2年4月30日までに高校教育課下記担当宛てに送付願います。

記

1 労働基準監督機関（人事委員会又は所轄の労働基準監督署）への提出書類

- (1) 時間外労働・休日労働に関する協定届（正本1部、写し1部）
- (2) 定型（長3）の返信用封筒（労働基準監督署のみ提出。人事委員会は不要）
※返信用封筒には返信先の住所を記載の上、84円切手を貼付すること。

2 留意事項

- (1) 協定の対象となる職員は、事務職員（主幹兼事務長を除く。）、学校栄養士、学校看護師（常勤）、公仕（運転含む）、農業労務、介護労務であり、臨時的任用職員（期限付き職員）、会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）も含まれます。
- (2) 教育職員は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の適用を受けるため、36協定の対象外とされています。
- (3) 単純労務職員（現業職員）については、地方公務員法第57条等の規定により、人事委員会の労働基準監督機関としての権限は適用されないため、当該単純労務職員（現業職員）のみの36協定を別途作成し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。
- (4) 正本（押印付）は所属用・労働者代表用・労働基準監督機関用の3部作成してください。
（労働基準監督機関は人事委員会及び所轄の労働基準監督署）

高校教育課人事担当
担当：荒山
TEL：028-623-3396

組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者として、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数を代表する者として協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法第41条第2号に規定する監

県立学校における36協定の締結について

令和2（2020）年3月3日
教育委員会事務局高校教育課

☞36協定とは・・・

労働者が法定時間を超えて働く必要がある場合（時間外・休日労働）、あらかじめ使用者と労働組合または労働者の代表者が協定を結び、労働基準監督機関に届け出ることが労働基準法三十六条で義務付けられているため、一般的に「36協定（サブロク協定）」と呼ばれている。

【参考】労働基準法 第三十六条

「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間又は前条の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。」

対象となる職員及び届け出の流れ

(1) 対象となる職員（※教育職員は対象外）

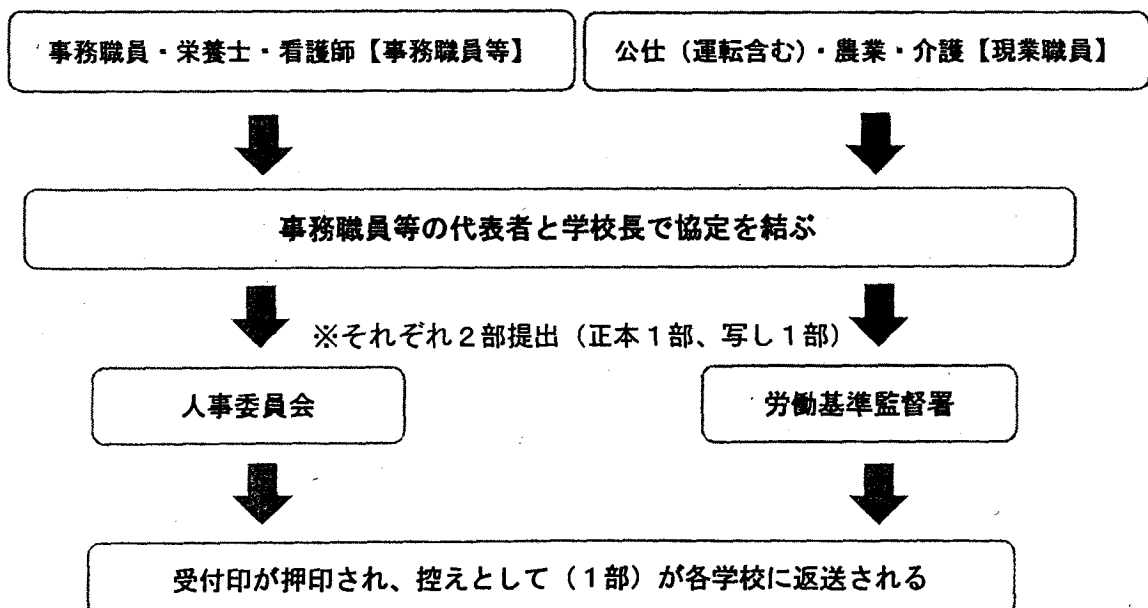
○事務職員等（事務職員（学校司書を含む）・学校栄養士・学校看護師（常勤））

→ただし、主幹兼事務長は管理監督者のため対象外（労働者数には含めない。）

○現業職員（公仕（運転含む）・農業労務・介護労務）

※臨時的任用職員（期限付き職員）、会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）も対象となりますが、時間外・休日労働をしない職員は対象外とする。

(2) 協定締結及び届け出までの流れ



2 締結方法

○別添の「協定届（ひな形）」、「三六協定の締結等に係るチェックリスト」に沿って、学校長が職員等の過半数代表者（主幹兼事務長以外）と協議の上、協定を締結する。（主幹兼事務長は監督者のため、36協定の対象外）

※使用者側（県）の当事者は、学校長となります。

※労働者側（職員）の当事者は、職員組合に事務職員等の過半数が加入している学校はないため

× 事務職員等の過半数代表者（主幹兼事務長以外）を投票、挙手等の方法により選出すること。

※現業職員については、地公法第57条等の規定により人事委員会の職権が適用されないため、職員のみ36協定を締結し、学校の所在地を管轄する労働基準監督署に届け出ること。

3 届出等について

○事務職員等については人事委員会へ、現業職員については所轄の労働基準監督署へそれぞれ（正本1部、写し1部）提出する。

→労働基準監督署への提出を郵送で行う場合は、返信用封筒に切手（84円）を貼って同封す

○後日、人事委員会及び労働基準監督署より受付印押印済みの写しが控えとして学校に返送される
→控えは3年間保存する。

○人事委員会及び所轄の労働基準監督署に提出した協定届の写し（各1部）を高校教育課人事担てに送付する。（提出期限：令和2年4月30日）

※協定は労働基準監督機関への届出が効力発生要件とされているので、必ず令和2年3月31日に協定を締結し、人事委員会及び所轄の労働基準監督署へ届け出を行う。

4 職員への周知について

○労働基準監督機関（人事委員会・労働基準監督署）に届け出た36協定は職員に周知すること（4月1日以降に異動してくる職員にも周知）

【周知の具体例】

事務室内の見やすい場所に掲示し又は備え付ける、書面を労働者に交付するなど

5 その他（参考）

(1) 36協定は、個々の事業場（学校）ごとに、書面によることを要し、労働基準監督署に届なければならない。ただし、教育職員については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の等に関する特別処置法（給特法）」第5条の規定により、労基法第33条第3項が読み替えられ公務上臨時の必要があるときには時間外勤務を命じることができるとされ36協定の対象から除外される。

(2) 地公法第58条5項により、労基法別表第1号から第10号まで及び第13号から第15号までの事業場については労働基準監督署、これ以外の事業場（県立学校は第12号）は人事委員会が労働基準監督署の役割を果たす。ただし、単純労務職員（現業職員）については、地公法第57条、地方公営企業等の労務関係に関する法律附則5項及び地方公営企業法第39条の規定により人事委員会の権限が及ばないことから、単純労務職員（現業職員）に係る36協定の届出機関は労働基準監督署となる。